

新たな国民健康保険制度の円滑な実施を求める意見書

現在、市町村が運営している国民健康保険は、平成 27 年 5 月の国民健康保険法の改正により、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに運営を担うこととされ、都道府県が安定的な財政運営の確保に中心的な役割を担うこととなる一方、市町村においては、引き続き保険料の賦課徴収や保健事業の実施等に関する役割を担うこととされている。

このたびの法改正は、財政基盤が弱く、小規模保険者が多い市町村国保の構造的な課題に対応するため、持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた措置であるものの、北海道は、他の都府県と比較しても小規模な市町村が多く、医療費や所得の水準が大きく異なるなど、新たな制度への移行に向けた調整に困難が伴うこととなり、また、消費税率引き上げの延期に伴い、今後の国民健康保険への国の財政支援拡充に懸念が生じている。

よって、国においては、こうした北海道の実情等を十分考慮し、制度の円滑な実施に向け、下記の事項について特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成 29 年度から実施することとされている毎年約 3,400 億円の財政支援の拡充を確実に実施するとともに、今後の加入者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加に対し、さらなる財政基盤の強化・拡充を行うこと。
- 2 北海道の実情に即した納付金算定や激変緩和措置に対して、必要な財政支援措置等を講ずること。
- 3 保険料の平準化や市町村が担う事務の広域化・標準化を進めるに当たっては、地域における合意形成に要する期間等に十分配慮すること。
- 4 法定外一般会計繰り入れの解消・削減の取り組みについては、加入者の健康づくり事業や保険料負担の適正化に資するために市町村が政策として行う繰り入れに支障を生ずることのないよう対応すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

宛